

平成25年7月2日

「地方公営企業法の適用に関する研究会」の開催

総務省は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）の財務規定等の適用範囲について拡大に向けた更なる検討を行うため、「地方公営企業法の適用に関する研究会」を開催します。

1 目的

公営企業を取り巻く環境が著しく変化する中において、総務省では、会計基準等の地方公営企業会計制度の見直しを行い、引き続き公営企業が住民サービスを安定的に提供するための環境整備を行ってきたところです。

本研究会では、これまでの検討を踏まえ、専門的かつ優れた見識を有する者により、地方公営企業会計制度の適用をどの範囲の事業に拡大するか等、今後の地方公営企業法の適用に関する検討を行うこととします。

2 主な検討内容

地方公営企業法の適用範囲

3 構成員

別添委員名簿のとおりです。

4 スケジュール

平成25年7月4日（木）に第1回研究会を行い、本年12月を目途に議論を進めていく予定です。

(連絡先)

自治財政局公営企業課

担当：北澤理事官、脇係長

佐々野官

電話：03-5253-5634

FAX：03-5253-5636

Eメール：koueikigyou@soumu.go.jp